

『投資信託受益権振替決済口座』設定におけるご説明 (契約締結前交付書面) および投資信託約款・規定集」の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当行では、下記の通り『投資信託受益権振替決済口座』設定におけるご説明（契約締結前交付書面）および投資信託約款・規定集」を改定いたします。なお、改定後の約款・規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日

2021 年 11 月 1 日(月)

2. 改定内容

新旧対照表	
投資信託受益権振替決済口座」設定におけるご説明（契約締結前交付書面）	
新(改定後)	旧(改定前)
販売会社の概要 資本金 260 億円（2021 年 3 月 31 日現在）	販売会社の概要 資本金 260 億円（2020 年 3 月 31 日現在）
投資信託総合取引約款	
新(改定後)	旧(改定前)
第 1 章 総合取引 第 1 条（約款の趣旨） (2) この約款に別段の定めがないときには、 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、 「累積投資約款（株式投資信託用）」、「投資 信託積立買付取扱約款」、「特定口座約款（投 資信託）」、「非課税上場株式等管理、非課税 累積投資および特定非課税累積投資に関する約 款」、「未成年者口座および課税未成年者口座 開設に関する約款」、「インターネット投資信 託サービスに関する書面の電子交付サービス規 定」および「デジタル端末による投資信託取引 規定」によるものとします。 第 2 条（総合取引の利用） お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲 げる約款・規定に係る取り引きをいつでもご利	第 1 章 総合取引 第 1 条（約款の趣旨） (2) この約款に別段の定めがないときには、 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、 「累積投資約款（株式投資信託用）」、「投資 信託積立買付取扱約款」、「特定口座約款（投 資信託）」、「非課税上場株式等管理および非 課税累積投資に関する約款」、「未成年者口座 および課税未成年者口座開設に関する約款」お よび「インターネット投資信託サービスに関す る書面の電子交付サービス規定」によるものと します。 第 2 条（総合取引の利用） お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲 げる約款・規定に係る取り引きをいつでもご利

用いただけます。 ①投資信託受益権振替決済口座管理約款 ②累積投資約款（株式投資信託等用） ③投資信託積立買付取扱約款 ④特定口座約款（投資信託） ⑤非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 ⑥未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 ⑦インターネット投資信託サービスに関する書面の電子交付サービス規定 ⑧デジタル端末による投資信託取引規定	用いただけます。 ①投資信託受益権振替決済口座管理約款 ②累積投資約款（株式投資信託等用） ③投資信託積立買付取扱約款 ④特定口座約款（投資信託） ⑤非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑥未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 ⑦インターネット投資信託サービスに関する書面の電子交付サービス規定
非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	
新(改定後)	旧(改定前)
第 5 条の 4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （2）特定非課税管理勘定には、お客さまの区分に応じそれぞれ次の①または②および③に定める上場株式等を受け入れることができません。 ②お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 25 項第 4 号ロに規定する特定個人に該当する場合に、当行に対して「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客さま（不適用届出書の提出をされた後に、当行に対して「特定累積投資上場株式等受入選択申出書」を提出されたお客さまを除きます。） 第 1 項第 1 号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投資口を除きます。）以外のもの。 第 7 条(非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知) （3）租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定	第 5 条の 4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （2）特定非課税管理勘定には、お客さまの区分に応じそれぞれ次の①または②および③に定める上場株式等を受け入れることができません。 ②お客さまが特定個人(次に掲げるいずれかの要件を満たすお客さまをいいます。)に該当する場合に、当行に対して「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客さま（不適用届出書の提出をされた後に、当行に対して「特定累積投資上場株式等受入選択申出書」を提出されたお客さまを除きます。） 第 1 項第 1 号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投資口を除きます。）以外のもの。 第 7 条(非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知) （3）租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定

する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号およびおよび第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への払い出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 第14条(約定金額の合計額が非課税投資枠を超える場合の取り扱い) (3)非課税投資枠は、以下の各号の順に使用します。 ②申込日が同一の一般購入が複数ある場合、お客さまの申込に基づき、当行が処理を行った順に非課税枠を使用します。	する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号およびおよび第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への払い出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 第14条(約定金額の合計額が非課税投資枠を超える場合の取り扱い) (3)非課税投資枠は、以下の各号の順に使用します。 ②申込日が同一の一般購入が複数ある場合、申込順に非課税枠を使用します。
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	
新(改定後)	旧(改定前)
第2章 未成年者口座の管理 第2条(未成年者口座開設届出書等の提出) (4)お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2024年1月1日のいづ	第2章 未成年者口座の管理 第2条(未成年者口座開設届出書等の提出) (4)お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年

れか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または未成年者口座および課税未成年者口座からの払出し制限に反して投資信託や預金等の払出しをしたこと等の理由により租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定に基づき「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預け入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。	者口座廃止届出書」の提出をした場合または未成年者口座および課税未成年者口座からの払出し制限に反して投資信託や預金等の払出しをしたこと等の理由により租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定に基づき「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預け入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
デジタル端末による投資信託取引規定	
新(改定後)	旧(改定前)
第 1 条（規定の趣旨） (1) この規定は、お客さまが株式会社東京スター銀行（以下「当行」といいます。）が所有・管理するパソコン・タブレット等電子計算機の端末（以下「デジタル端末」といいます。）を使用して行う各種投資信託取引に関する取り決めです。 (2) 本規定に別段の定めがないときには、投資信託約款、目論見書および「投資信託総合取引約款」等当行の約款・規定の定めによるものとします。 第 2 条（取り扱い範囲） 当行がデジタル端末にて取り扱う取引の範囲は、当行が別途定めるものとします。	(新設)

第3条（取り扱い商品）

お客さまがデジタル端末にてお取引いただける商品は、当行が別途定めるものとします。

第4条（デジタル端末による取引の申込方法）

お客さまがデジタル端末を利用して投資信託取引を行うときは、取引内容や確認事項を確認のうえ、所定の書類への署名捺印に代わり、以下の方法により申込をいただきます。ただし、お客さまの投資信託取引にかかる指定預金口座にキャッシュカードの発行がない場合または、デジタル端末の機能上以下の方法による申込が受付できない場合には、以下の方法に代わり所定の書類への署名・捺印により申込をいただきます。

(1) デジタル端末の画面上への電子サイン

(2) デジタル端末の画面上への投資信託取引にかかる指定預金口座のキャッシュカードに設定している暗証番号のご入力

第5条（免責条項）

(1) 当行は、第4条(2)でデジタル端末に入力された暗証番号とお届けの暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取り扱いしましたうへは、デジタル端末を利用して投資信託取引を行った者が投資信託口座名義人本人でなかったとき、またはその他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

(2) 当行は、次の各号の事由により生じる、指定された口座での取扱商品の注文の執行、金銭及び受益証券の授受、分配金の再投資および支払い、または保護預かりの手続き等が遅延し、または不能となってもそのために生じたお客さまの損害については、その責を一切追わないものとします。また、本サービスに関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負

いません。 ①当行の責めによらない通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害または欠陥、これらを通じた情報伝達システム等の障害または欠陥、もしくは第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの全部または一部について提供ができなくなったとき ②天災地変等の不可抗力および当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があるとき ③当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまの暗証番号や、取引情報が漏洩したとき 第6条（本規定の改定） この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 第7条（合意管轄） この規定に関する訴訟については、当行の営業店の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属合意管轄裁判所とします。	
--	--

以上